

令和8年4月15日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和7年(ネ)第3310号 懲罰取消等請求控訴事件

(原審・東京地方裁判所令和4年(ワ)第31814号)

口頭弁論終結日 令和8年1月21日

判 決

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、25万円及びこれに対する令和4年9月30日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 3 控訴人のその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、第1、2審を通じてこれを20分し、その1を被控訴人の負担とし、その余を控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、460万円及びこれに対する令和4年9月30日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要 (以下、略称は、別途定めるほかは、原判決の例による。)

1 本件は、刑事施設である喜連川社会復帰促進センター(本件センター)に受刑者として収容されていた控訴人が、その収容中に金属アレルギーを理由にひげをそることを拒否した(本件拒否行為)ところ、①本件センター第3区を担当する統括矯正処遇官(第3区長)により、控訴人に対し、有形力を行使してそのひげをそる措置(本件措置)がとられ、本件センターの職員2名においてその執行がされ、

その後、②本件センターの長（本件センター長）により、控訴人に対し、ひげをそ
ることを拒否したことを理由に閉居10日間の懲罰（本件懲罰）を科す決定がされ、
その執行がされ、さらに、③東京矯正管区長により、控訴人が本件懲罰を不服とし
てした審査の申請（本件審査申請）を却下する旨の裁決（本件裁決）がされたこと
5 について、本件措置、本件懲罰及び本件裁決はいずれも国家賠償法（国賠法）上違
法であると主張し、そのほかにも、④本件センターの職員から違法な各種処遇を受
けたなどと主張して、被控訴人に対し、国賠法1条1項に基づき、慰謝料合計46
0万円及びうち15万円に対する令和2年7月16日（対応する違法行為の日。以
下同じ。）から、うち5万円に対する同月31日から、うち10万円に対する同年
10 8月25日から、うち5万円に対する同年9月8日から、うち40万円に対する令
和3年3月12日から、うち10万円に対する同年10月5日から、うち90万円
に対する同年11月25日から、うち10万円に対する同月29日から、うち80
万円に対する令和4年2月15日から、うち100万円に対する同年3月14日か
ら、うち50万円に対する同月25日から、うち30万円に対する同年4月1日か
15 ら、うち5万円に対する同月18日から、うち10万円に対する同年5月16日か
ら各支払済みまで年3%の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

原審は、本件措置について3万円、本件懲罰について15万円の各慰謝料とこれ
らに対する遅延損害金の支払を求める限度で控訴人の請求を認容し、その余の請求
をいずれも棄却した。控訴人は、控訴人敗訴部分を不服として本件控訴を提起し、
20 当審において、上記遅延損害金の請求を慰謝料合計460万円に対する令和4年9
月30日（最終不法行為日）から支払済みまで民法所定の年3%の遅延損害金の支
払を求めるものに変更（一部減縮）した。

2 関係法令等の定め、前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、後記
3のとおり控訴人の当審における主張を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」
25 中の「第2 事案の概要等」の1から4まで及び別紙に記載のとおりであるから、
これを引用する。

3 控訴人の当審における補充主張

(1) 争点1 (本件措置) について

本件措置は、本件センター職員の故意又は重過失により、刑事施設の被収容者として職員の指示に従わざるを得ない弱い立場にある控訴人に対して強制的に行われたものであり、これにより、控訴人には、痒痒感・灼熱感、発赤、腫脹及び部分的に水疱・出血を伴う皮膚炎といった金属アレルギーの重篤な症状が生じ、命に関わる危険性もあったのであるから、控訴人が本件措置により受けた精神的損害は大きく、その慰謝料は40万円を下らない。

(2) 争点2 (本件懲罰) について

本件懲罰は、その決定に至る本件懲罰審査会における懲罰の原因となる事実の要旨の通知が不適切で争点設定を誤っており、控訴人の補佐人による補佐も不十分であり、弁解を聴取した職員による報告も不適切であるなど、その手続に重大な瑕疵があるから、本件センター長の重過失によるものというべきである。そして、閉居罰の控訴人の自由に対する制約が甚大であることや、本件懲罰が控訴人の制限区分指定、優遇区分指定及び仮釈放の決定の判断において不利な事情として考慮されたことにも照らせば、控訴人が本件懲罰により受けた精神的損害は大きく、その慰謝料は100万円を下らない。

(3) 争点3 (本件裁決) について

東京矯正管区長は、本件審査申請について適切な調査を尽くしていれば、令和4年3月29日時点において、本件懲罰の執行を停止する措置を執るべきことが明らかであったにもかかわらず、これを怠って執行を停止しない旨の判断をした。本件懲罰の執行が停止されていれば、同年4月3日にその執行が終了することはなく、本件懲罰につき不服を申し立てる法律上の利益が存在しないとして本件審査申請が却下されることもなかったものであり、上記の判断には本件裁決の結果を左右する重大な違法が認められるから、これと不可分一体の関係にある本件裁決も国賠法上違法である。

(4) 争点5 (前橋病院入院中における処遇 (処遇オ)) について

外部医療機関に入院中の被収容者について、官給品を使用させることとして、原則として自弁物品の使用を認めないという本件センターの取扱いは、合理性を欠く。また、本件センター内の病棟においては、安静にすることが要請される休養中であっても、余暇時間に自弁書籍の閲覧が認められているのであるから、外部医療機関である前橋病院に入院中の控訴人に対しても、治療に専念して安静にするべきことを理由に自弁書籍の閲覧を制限することはできない。加えて、本件センターの居室内に保管されていた本件購入書籍については、保管私物バッグ内に保管されていた本件自弁書籍と異なり、バッグを開けて書籍を取り出すという事務負担も生じない。それにもかかわらず、緊急性がないことなどを理由に本件購入書籍及び本件自弁書籍の前橋病院における閲覧を認めなかった本件センター長の決定 (本件閲覧不許可処分) は、その裁量権の範囲を逸脱又は濫用したものであり、国賠法上違法である。

(5) 争点9 (控訴人をカメラが設置された居室に収容した措置等 (処遇コ)) について

控訴人は、本件センター職員の個人情報をも不正に入手したことはない上、仮にそのような嫌疑がかけられていたとしても、控訴人の居室内をカメラで監視したところで職員と接触する場面を捉えることはできず、居室外での控訴人と職員と接触場面を撮影するには、既に整備済みであったウェアラブルカメラ (甲79) によるほかなかった。それにもかかわらず、ウェアラブルカメラによる監視を選択せず、有効性が低くプライバシー侵害の程度がより高いカメラ室収容を行ったことは、著しく合理性を欠き、国賠法上違法である。

(6) 争点10 (本件措置以降のひげそりに関する措置 (処遇サ)) について

控訴人は、金属アレルギーであり、令和4年3月14日時点において、控訴人には、ひげそりを行わせないことが相当と認めるべき事情があり、ひげそりを行う法律上の義務がなかったにもかかわらず、本件施設長は、同日から同年6月8日までの間、控訴人に対し、電池式カミソリを使用してひげそりをするを指導し続け

た。このような行為は、義務のない行為を強要した点において、国賠法上違法である。

(7) 原審における手続上の違憲・違法について

原審は、刑事施設収容中のため期日に出頭できなかった控訴人が同期日前に書証の申出をした文書(甲1～98)について、取調べが可能であったにもかかわらず、いずれも取り調べることなく審理・判断をした。これは、控訴人の裁判を受ける権利を侵害するものであり、憲法32条に違反するとともに、審理不尽及び訴訟手続の法令違反の違法がある。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、控訴人の請求は慰謝料25万円とその遅延損害金の支払を求め
る限度で理由があるものと判断する。その理由は、次のとおり補正し、後記2の
とおり控訴人の当審における主張に対する判断を加えるほかは、原判決の「事実及び
理由」中の「第3 当裁判所の判断」1から13までに記載のとおりであるから、
これを引用する。

(1) 原判決3頁3行目から5行目までを「控訴人は、令和4年6月8日、長野刑
務所に移送された上、令和6年9月25日、加古川刑務所に移送され、令和7年7
月30日、同刑務所を仮釈放されており、令和8年3月8日が刑期終了日である(当
裁判所に顕著な事実)。」に改める。

(2) 原判決44頁15行目から26行目までを次のとおり改める。

「(4) 損害

上記のとおり、本件措置は国賠法上違法であるところ、その態様は、本件センタ
ーの職員2名が控訴人の両腕をそれぞれ両手で制した状態で、金属アレルギーを訴
えていた控訴人の顔面に、抗原である金属を約10分間にわたり強制的に接触させ
るというものであり、本件措置中に控訴人が右腕を制している職員の方に顔を向け
て「強いです。」と述べ、体に力を入れたという状況にも照らすと、本件措置を受
けた際の控訴人の恐怖感や屈辱感は想像に難くない。また、金属アレルギーは遅延

型の反応を示すものであることから、本件措置の直後にはアレルギー症状が出たとは認められないものの、控訴人は、本件措置後の令和4年3月29日、本件センターの看護師に対し、唇の周囲にピリピリ感があり、処方されたロコイド軟膏を塗ったが改善しない旨を訴えており、事後的にアレルギー症状が出ていたことがうかがわれる。これらの事情からすれば、控訴人のアレルギー症状が深刻なものであったとまでは認められないことを考慮しても、本件措置により控訴人が受けた精神的損害を軽視すべきではなく、その慰謝料は、10万円と認めるのが相当である。」

(3) 原判決61頁3行目の「手袋の着用させる」を「手袋を着用させる」に改める。

2 控訴人の当審における補充主張に対する判断

(1) 争点1（本件措置）について

ア 補正の上で引用した原判決が説示するとおり、第3区長が、本件センターの職員に有形力を行使させた上で、強制的に控訴人のひげをそらせた本件措置は、刑事収容施設法60条1項の規定の趣旨目的を達成するために必要かつ相当な限度を超え、かつ、同法77条1項の制止等の措置として合理的に必要な限度を超えるものであって、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然とされたものというべきであり、国賠法上違法であるが、本件措置に至る経緯や本件措置の態様等をみても、これが故意又は重過失によるものであると認めることはできない。本件センターが、控訴人につき金属アレルギーである旨の確定診断がされていなかったことを不当に重視し、控訴人による症状の訴えを十分に考慮せず、本件センター皮膚科医師に意見を照会することもなく本件措置に至った点は、慎重さを欠く軽率な判断であったというべきであるが、控訴人に金属アレルギーがあることを認識しながら、あるいは、必要な調査を全く欠いたまま、本件措置を行ったとまでは認めるに足りない。

したがって、本件措置が故意又は重過失によるものである旨の控訴人の主張は、採用することができない。

イ また、控訴人は、本件措置により、部分的に水疱・出血を伴う皮膚炎等の重篤な症状が生じたと主張するが、控訴人の診療録（甲1、乙97）には控訴人の主張するような症状の記載がなく、本件センターが意図的に同症状を記録しなかったことを疑わせるに足りる事情も認められない。控訴人は、本件措置後の令和5年4月19日及び同月20日、外部の病院でパッチテストを受け、ニッケル等に対する陽性反応が出たことなどから、同月28日、金属アレルギーの確定診断を受けたものと認められるが（甲6）、このことから、本件措置後に控訴人の主張するような症状が生じていたことを推認することもできない。

したがって、本件措置により金属アレルギーの重篤な症状が生じた旨の控訴人の主張も、採用することができない。

ウ もっとも、前記1(2)のとおり、本件措置の態様等に照らせば、本件措置により控訴人が受けた精神的損害を軽視することはできず、その慰謝料は10万円と認めるのが相当であり、控訴人の主張は、その限度で理由がある。

(2) 争点2（本件懲罰）について

ア 引用した原判決が説示するとおり、本件懲罰は、本件センター長が、本件拒否行為が正当な理由のない「抗弁」又は「反抗」に当たらないにもかかわらず、これに当たるとして、懲罰の種類の中で最も重い閉居罰を控訴人に科したものであり、国賠法上違法であるが、10日間の閉居罰により控訴人の自由が制約された程度等を考慮すれば、本件懲罰による控訴人の慰謝料は、15万円と認めるのが相当である。

イ これに対し、控訴人は、本件懲罰に至る手続に重大な瑕疵があったことから、本件懲罰が重過失により行われたものであると主張する。

しかし、本件懲罰審査会の開催等に関する通知書（甲4、乙24・15頁）には、控訴人がひげそりを「正当な理由をもって拒否します」と述べて拒否した旨の懲罰対象事実が記載されており、これによれば、本件懲罰審査会においては、本件拒否行為の有無のみならず、正当な理由をもって拒否するとした本件拒否行為の相当性

も問題となり得ることが提示されていたと認められるから、懲罰対象事実の通知に不適切な点があったとはいえない。そして、控訴人の補佐人による補佐が明らかに不十分であったことや、控訴人の弁解を聴取した職員による報告が不適切であったことを基礎付けるに足りる事実関係も、認めることができない。

したがって、本件懲罰に至る手続に重大な瑕疵があったとは認められず、控訴人の上記主張は、採用することができない。

ウ また、控訴人は、本件懲罰が控訴人の制限区分指定、優遇区分指定及び仮釈放の決定の判断において不利な事情として考慮されたことも、慰謝料算定の基礎とされるべきであると主張するが、上記各制度は控訴人に対して具体的な権利利益を保障するものではなく、本件懲罰が制限区分指定等において不利な事情として考慮されたとしても、それは事実上の不利益にとどまるから、本件においてこれを慰謝料算定の事情として重視することは相当でない。

(3) 争点3 (本件裁決) について

控訴人は、東京矯正管区長が本件審査申請に際して本件懲罰の執行を停止する措置を執らなかつたことが違法であり、これと不可分一体の関係にある本件裁決も国賠法上違法であると主張する。

しかし、前記認定のとおり、本件審査申請がされたのは令和4年3月26日であり、本件懲罰の執行が終了したのは同年4月3日であるところ、この間に、本件懲罰の執行を停止する措置を執るべきことが明らかな事情があったとはいえないし、東京矯正管区長がそのための調査を怠つたとも認められない。

したがって、控訴人の主張は、その前提を欠いており、採用することができない。

(4) 争点5 (前橋病院入院中における処遇 (処遇オ)) について

引用した原判決が説示するとおり、刑事収容施設法69条等により被収容者に保障されているのは、刑事施設内に受け入れられた自弁の書籍等を閲覧する自由であるから、刑事施設外の医療施設に入院中の被収容者が刑事施設の居室内に保管している自弁の書籍等の閲覧を希望した場合には、同条等の規定をそのまま適用するこ

とはできず、その希望を認めるか否かについては、被収容者の入院治療の状況に加え、保管設備等の状況、勤務職員の体制、上記希望を認める必要性・緊急性等を踏まえた刑事施設の長の裁量に委ねられていると解される。

このような観点からみれば、外部医療機関に入院中の被収容者について、官給品を使用させることとして、原則として自弁物品の使用を認めないという本件センターにおける取扱いが合理性を欠くということとはできないし、本件センター内の病棟と外部医療機関である前橋病院における自弁書籍の閲覧について、両者の保管設備等の差異を踏まえて、異なる取扱いをすることも許されるというべきである。また、控訴人の保管私物バッグを開けて取り出す必要がなかった本件購入書籍（「警視庁公安部・青山望 完全黙秘」と題する書籍）についても、本件自弁書籍と同様、訴訟書類作成の参考となるなどの事情はうかがわれなから、重症指定を受け、入院治療中の控訴人に所持させる緊急性があったとは認められず、その閲覧を認めなかったことにつき、本件センター長がその裁量を逸脱し又は濫用したものということとはできない。

したがって、本件閲覧不許可処分が国賠法上違法であるとはいえず、この点に関する控訴人の主張は、採用することができない。

(5) 争点9（控訴人をカメラが設置された居室に収容した措置等（処遇コ））について

引用した原判決が説示するとおり、カメラ室に被収容者を収容する際の判断については、刑事施設の長の合理的な裁量的判断に委ねられているところ、令和4年2月14日、控訴人が複数名の本件センターの職員の個人情報を不正に入手していたことが判明したことから、本件センター長が、控訴人が当該個人情報を入手した経緯等について調査するため、継続的かつ綿密に控訴人の動静を観察して記録し、調査する必要があると判断して、控訴人をカメラ室に収容したことは、不合理なものとはいえない。そして、このカメラ室への収容は、同月21日から控訴人に対して実施された本件昼夜居室処遇と相まって、控訴人が長野刑務所に移送される同年6

月8日までの間、控訴人の動静を間隙なく継続的かつ綿密に観察・記録するために必要な手段として機能していたものと認められるのであって、ウェアラブルカメラによる監視の方が有効かつ適切であったなどということはできない。

したがって、この点に関する控訴人の主張は、採用することができない。

(6) 争点10 (本件措置以降のひげそりに関する措置) について

引用した原判決が説示するとおり、本件措置当時の状況及びこれに至る経緯を踏まえると、令和4年3月14日当時、控訴人につき、下唇下部及び両方の一部以外の部位のひげそりをしないことが相当と認めるべき事情があったことがうかがわれ、本件拒否行為には正当な理由があったと認められる。しかし、これは本件訴訟における事後的評価によりそのように認められたものであって、上記時点において本件施設長がこのことを認識し、又は容易に認識し得たにもかかわらず、あえて電気カミソリによるひげそりを指導し続けたとまでは認められないから、これをもって控訴人に対する違法な強要であると評価することはできない。

したがって、上記時点から同年6月8日までの間の指導が強要に当たり国賠法上違法である旨の控訴人の主張は、採用することができない。

(7) 原審における手続上の違憲・違法について

民訴法及び民訴規則上、書証の申出は、文書提出命令の申立てをする以外には、文書を提出してしなければならない(民訴法219条)、文書の提出は、原本、正本又は認証のある謄本でなければならない(民訴規則143条)とされ、文書を提出して書証の申出をするときは、当該申出をする時まで、当該書面を相手方に送付することを前提として、文書の写し及び証拠説明書を提出しなければならない(同規則137条)とされる。これらの規定は、書証の申出について、文書を提出してこれを行う場合には、期日に出頭した上で、文書の原本、正本又は認証のある謄本を裁判所に提出して行うこと(なお、文書の写しを原本に代えて提出することが許される場合もあるが、相手方が文書の原本の存在とその成立を争わないときに限られる。)を要するとし、これを前提に、書証の申出そのものではなくその準備行為

として、相手方に送付して当該文書の成立の真正や信用性について事前に確認する機会を与えるため、書証の申出をする期日前に文書の写し及び証拠説明書を提出することを求めるものである。

しかるに、原審の第1回口頭弁論調書によれば、控訴人は、原審の第1回口頭弁論期日に出頭していないことが認められるのであるから、文書を提出して書証の申出をしたものとはいえない。控訴人は同期日の前に文書（甲1～98）の写しを提出しているが、それは飽くまで書証の申出の準備行為をしたにすぎず、それによって適法な書証の申出がされたことになるものではない。

また、同期日においては、控訴人が同期日前に提出した訴状、準備書面等の書面について陳述擬制（民訴法158条）がされ、控訴人において適法な弁論がされたものと扱われているが、書証の申出は、文書に基づいて陳述して行うものではないから、擬制陳述の対象となるものではなく、控訴人が同期日前に当該文書の写しを提出したとしても、擬制陳述の規定によって適法な書証の申出がされたことになるものではない。

訴訟当事者自身が期日に出頭できない場合においては、訴訟代理人に委任し、その訴訟代理人が期日に出頭して書証の申出をすることが可能であるから、当事者の裁判を受ける権利の保障に欠けるところはない。

したがって、原審が同期日の前にその写しが提出された上記文書を書証として取り調べなかったことについて、何ら違憲・違法な点はなく、控訴人の主張は、採用することができない。なお、上記文書については、いずれも当審において書証として取調べ済みである。

(8) 以上のほか、控訴人は、当審において各争点につき様々な主張をするが、原審における主張の繰り返しであるか、証拠による的確な裏付けを欠くものであって、前記認定判断に照らし、いずれも採用することができない。

第4 結論

以上によれば、控訴人の請求は、本件措置について10万円及び本件懲罰につい

て15万円並びにこれらに対する不法行為後の日である令和4年9月30日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由がある。

よって、これと異なる原判決を変更することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第12民事部

裁判長裁判官

中吉徹郎

中 吉 徹 郎

裁判官

内田哲也

内 田 哲 也

裁判官工藤正は転補のため署名押印することができない。

裁判長裁判官

中吉徹郎

中 吉 徹 郎

(別紙)

当事者目録



控 訴 人 八 木 橋 健 太 郎

同訴訟代理人弁護士 吉 田 京 子

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 控 訴 人 国 平 口 洋

同代表者法務大臣 内 野 綾 香

同 指 定 代 理 人 佐 々 木 正 孝 人 明 良 緑 教 吾 吾 史 郎 児 夢 幸 上

古 内 中 浅 村 青 工 松 前 弘 倉

野 瀧 城 村 野 岡 嶋 藤 岡 川 岡 茂

隆 真 真 健 裕 太 郎 児 夢 幸 上

隆 真 真 健 裕 太 郎 児 夢 幸 上

隆 真 真 健 裕 太 郎 児 夢 幸 上

隆 真 真 健 裕 太 郎 児 夢 幸 上

隆 真 真 健 裕 太 郎 児 夢 幸 上

隆 真 真 健 裕 太 郎 児 夢 幸 上

隆 真 真 健 裕 太 郎 児 夢 幸 上

隆 真 真 健 裕 太 郎 児 夢 幸 上

隆 真 真 健 裕 太 郎 児 夢 幸 上

隆 真 真 健 裕 太 郎 児 夢 幸 上

隆 真 真 健 裕 太 郎 児 夢 幸 上

以 上

これは正本である。

令和8年4月15日

東京高等裁判所第12民事部

裁判所書記官 恒松和弘

